

子育て支援医療費等還元事業

4月から高校生まで拡大します

昨年8月から始まったこの事業は、お子さんが病気やけがで通院・入院（歯科含む）した際に、負担した医療費自己負担分をポイント化し、町内で使える「お買い物券」に交換するものです。

これまで対象は中学生以下のお子さんでしたが、4月からは高校生以下に拡大します。



手続きの方法などQ&A

Q1 対象になるのはどういう人ですか？

A 高校生以下のお子さんを持ち、本町に住民票のある保護者の方が対象です。

※高校生以下…出生から18歳の誕生日以降最初の3月31日までの子ども

Q2 まずはどうしたらいいですか？

A 専用のポイントカードを作ります。保護者の印かんとお子さんの保険証を持参して、下記係までお越しください。

Q3 ポイントカードは子どもごとに作るのですか？

A ポイントカードは1家族1枚で、対象となる全てのお子さんのポイントを1枚に登録します。

Q4 ポイントを登録するにはどうしたらいいですか？

A 医療機関の領収印が押された領収書原本・ポイントカード・保護者の印かんを持参して、下記係までお越しください。

Q5 いつの診療分から対象になりますか？

また、何円ごとにポイントが付きますか？

A 平成27年8月受診分から対象になりますが、今年度17歳・18歳になるお子さんの分は今年4月受診分から対象になります。ポイントは自己負担額1円につき1ポイントです。

Q6 ポイントの対象とならないものはありますか？

A 歯科矯正の費用など保険適用外治療に係る費用や、学校などでけがをした場合にかかった費用は対象外です。また、ほかの医療費助成制度を受ける場合は、その助成額を控除した金額が対象になります。

Q7 領収書は数カ月分まとめて持って行っていいですか？

A 領収書はまとめて持ってきても構いませんが、ポイントの計算などの事務処理に時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。領収書の有効期限は発行日から2年間です。

Q8 貯まったポイントはどうやって使うの？

A 貯まったポイントは500ポイントごとに、町商工会発行の商品券「お買い物券」1枚と交換できます。ポイントカード・保護者の印かんを持参して、下記係までお越しください。

Q9 ポイントに有効期限はありますか？

A ポイントは最後に加算・減算したときから1年間有効です。1年間、加算・減算しなかった場合、残りのポイントは0ポイントになります。

Q10 交換したお買い物券の有効期限はありますか？

A 交換した日から6カ月です。

Q11 お買い物券はどこのお店で使えますか？

A お買い物券取扱店の一覧を下記係窓口で配布しています。また町ホームページ（アドレスは34ページ参照）からダウンロードできます。

Q12 他市町村に転出する予定ですが、ポイントにしていない領収書や残っているポイントはどようになりますか？

A 町外に転出すると、ポイントカードを作る申請と、ポイントを登録する申請は受け付けられません。転出の前にご相談ください。ただし、お買い物券への交換はポイントの有効期限内であれば、転出した後でも受け付けています。

■申請先・問い合わせ／役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎485-2111内線125）

町立病院の 診療体制について



佐藤 泰男 院長



佐藤富士夫 副院長

今年度の診療体制は北大医学部消化器外科Ⅰ、旭川医大小児科、町立中標津病院から医師派遣されることが決定し、診療科目は内科、外科、産婦人科、小児科、リハビリテーション科の5科目となります。週末や大型連休など夜間や休日の当直医師は、北大医学部消化器外科Ⅰから引き続き派遣されることになり、救急指定病院の機能を維持できることになりました。

◆診療受付時間

- 午前の部…午前8時45分～11時
- 午後の部…午後1時～3時45分

◆内科

医師の業務負担軽減などのため、**火曜日と水曜日の午後を休診**します。

◆外科

北大医学部消化器外科Ⅰから1週間または2週間単位での出張医師が担当します。

◆小児科

旭川医科大学小児科からの出張医師が担当します。

※小児科外来および診療内容は、広報しべちゃ（町立病院からのお知らせ）または町立病院ホームページでお知らせします。

◆産婦人科

町立中標津病院からの島野敏司医師が担当します。

- 診察日／月曜日の午後と金曜日の午前
- 受付時間／月曜日…午後1時～3時30分 金曜日…午前8時45分～11時

◆リハビリテーション科

リハビリテーション科では理学療法士2人と作業療法士2人で、入院・外来での個別リハビリテーションのほか、介護保険サービス事業として訪問リハビリと通所リハビリを実施しています。

◇救急外来（時間外）受診のお願い

- 事前に電話連絡のうえ受診してください。円滑な診療のためご協力をお願いします。
- 救急外来は緊急に処置や治療が必要な方々を診察するためのものであり、時間外診療ではありません。常勤の内科医師は通常の診療業務のほかに、4日に1回の割合で当直業務にも従事しており、当直と日中の診療業務で連続33時間の勤務になることもあります。医師の業務負担軽減のため緊急の場合を除き、できるだけ平日の診療受付時間内に受診してください。

◇「北海道小児救急電話相談」のご案内

北海道では、夜間における子どもの急な病気やけが（発熱、下痢、おう吐、ひきつけなどの急な症状や誤飲などの事故）などの際に、専任の看護師や医師から症状に応じた適切な助言を受けられる電話相談事業を実施しています。

なお、電話相談は家庭での一般的な対処に関する助言であり、電話による診断・治療ではありません。

- ・相談時間／午後7時～翌朝8時（365日）
- ・電話番号／011-232-1599または局番なしの#8000

町立病院についてのご意見・ご要望がありましたら、お気軽にご連絡ください。

○問い合わせ／町立病院（☎485-2135）、E-mail（hospital@town.shibecha.hokkaido.jp）、ホームページ（http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/~hospital/）

介護保険リハビリ利用者が増加しているため、4月から医療保険リハビリの提供時間を変更し、待ち時間の短縮と業務の効率化を図るため予約制を導入します。

●医療保険リハビリの提供時間を変更します

午前の部…午前10時～正午（午後の部は今までどおり変更ありません）

●医療保険リハビリを予約制とします

新患の方は医師の診察後に受診日時を予約します。

平成28年度 標茶町各会計予算

平成28年度一般会計予算は対前年度比3,000万円の減額となりました。この要因は磯分内小学校(校舎・屋体)建設、中茶安別中学校講堂防音事業の減、新たに実施する畜産競争力強化対策整備事業、引き続き実施をする最終処分場整備事業、クリーンセンター焼却炉改築事業、町営住宅建設事業などによるものです。また、従前から実施している292件の負担金・補助金の見直しについては、継続的に実施し、新年度で廃止15件、減額29件、増額53件、新規10件となり、総額で対前年度比2億4,530万円の増額となりましたが、今後も経費の削減について継続して実施をしていきます。

内 訳

■一般会計

111億6,200万円

■特別会計

35億6,716万2千円

■企業会計

14億2,894万円

特別会計・企業会計の内訳

カッコ内は対前年度比較増減率 (△は減)

特別会計	国民健康保険	14億1,947万2千円	(△ 1.0%)
	下水道	5億8,700万円	(△19.8%)
	介護保険	14億5,496万9千円	(2.6%)
	後期高齢者医療	1億572万1千円	(△ 3.3%)
企業会計	病院事業	12億7,480万8千円	(0.0%)
	上水道事業	1億5,413万2千円	(2.2%)

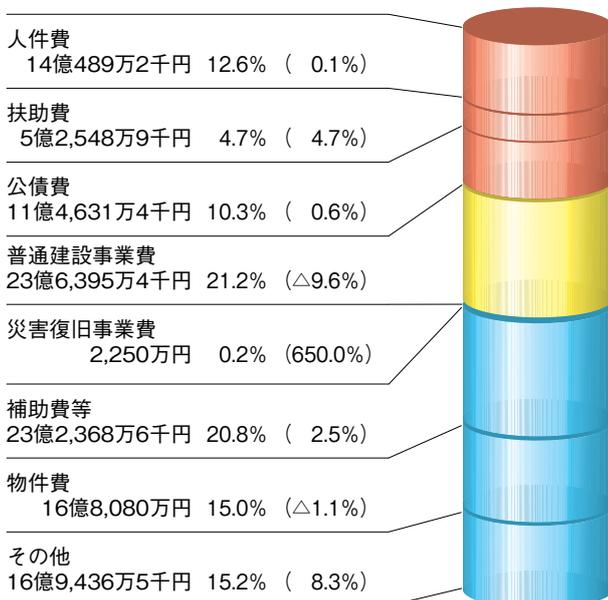
平成28年度予算総額

161億5,810万2千円

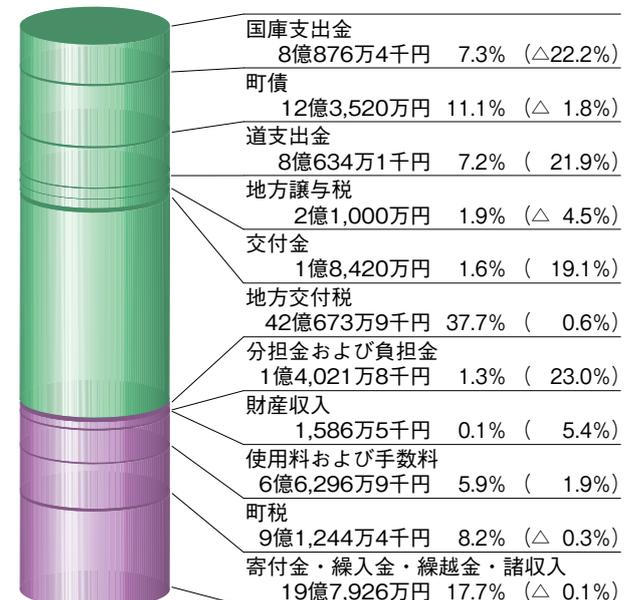
昨年度予算総額

163億1,041万9千円

歳 出



歳 入



一般会計歳出の主な内容

1 議会費	6,410万円
2 総務費	14億8,331万円
地籍調査事業	1,096万円
町有バス運行委託	4,705万円
町有施設整備事業	7,450万円
標茶町えこほむ報償事業	200万円
3 民生費	12億6,442万円
しべちゅ子育て応援事業	1,509万円
障がい者地域活動支援センター運営事業	617万円
特定疾患者通院交通費助成	446万円
学童保育	921万円
子育て支援事業(保育所地域ふれあい事業)	215万円
地域生活支援事業	648万円
子ども医療費助成事業	1,211万円
臨時福祉給付金	556万円
年金生活者等支援臨時福祉給付金	4,614万円
4 衛生費	17億154万円
ごみ減量化資源化促進対策事業	30万円
クリーンセンター補修整備事業	1,043万円
家庭ごみ減量化促進事業	109万円
最終処分場整備事業	2億3,610万円
焼却炉改築事業	4億4,106万円
合併処理浄化槽設置整備事業	3,309万円
妊婦健診	521万円
健康増進事業	2,006万円
予防事業	2,592万円
特定不妊治療費助成事業	80万円
脳ドック検診助成事業	200万円
5 労働費	971万円
冬期雇用対策事業	650万円
6 農林水産業費	18億2,373万円
標茶酪農再興事業	2,000万円
傷病時酪農ヘルパー利用助成事業	120万円
道営草地整備事業(標茶東地区)	1,400万円
道営草地整備事業(標茶北地区)	3,300万円
道営草地整備事業(標茶西地区)	1,600万円
農道整備事業(東国1線他4路線)	2億9,880万円
牧場施設整備事業	775万円
農道等整備補助事業	250万円
中山間地域等直接支払交付金事業	3億8,593万円
新規就農者支援事業	1,761万円
牛乳消費拡大事業	167万円

農学ゼミナール	215万円
ニューホーム推進事業	100万円
多面的機能支払交付金事業	352万円
学校給食牛乳供給支援事業	97万円
畜産競争力強化対策整備事業	1億4,141万円
林業センター外講整備事業	550万円
7 商工費	2億7,742万円
中小企業振興融資貸付事業	1億8,500万円
経営環境再生資金利子補給補助金	68万円
GOGOチャレンジショップ支援事業	220万円
第三セクター資金貸付金	1,000万円
商工会育成事業	1,520万円
8 土木費	8億6,289万円
虹別61線(社会資本整備総合交付金事業)	6,130万円
虹別17号線(社会資本整備総合交付金事業)	2,290万円
橋梁長寿命化事業(社会資本整備総合交付金事業)	1億680万円
標茶中茶安別線道路改良事業	6,625万円
交通安全施設整備	8,570万円
町道維持管理	2,010万円
公園施設長寿命化対策支援事業	3,366万円
町営住宅建替事業(磯分内団地)	6,882万円
町営住宅建替事業(桜南団地)	1億6,927万円
9 消防費	2億9,692万円
耐震改修等整備事業(個人住宅耐震改修助成金)	90万円
防災施設整備事業	1,239万円
自動体外式除細動器(AED)設置事業	202万円
10 教育費	5億5,158万円
学校備品購入事業	202万円
教育財産解体事業	1,183万円
スクールバス更新	876万円
特別支援教育推進事業	1,612万円
給食調理場備品更新	515万円
11 災害復旧費	2,250万円
12 公債費	11億4,631万円
13 諸支出金	3億6,614万円
14 職員費	12億7,143万円
15 予備費	2,000万円

ワンポイント 用語解説



- ◆ 依存財源とは？
国または道から定められた額を交付される財源。
- ◆ 自主財源とは？
町(地方公共団体)が自主的に収入する財源。
- ◆ 地方交付税とは？
町(地方公共団体)が行政事務を行えるよう、一定の基準により国が交付する税。
- ◆ 国庫支出金とは？
国から町(地方公共団体)に対して交付されている、使用目的が明確な負担金、補助金などの総称。
- ◆ 町税とは？
町民税、固定資産税、たばこ税など。

今年の主な事業などの資料を用意していますので、ご希望の方は役場企画財政課財政係(2階⑩番窓口 ☎485-2111内線226)へお問い合わせください。

また、役場ホームページ(アドレスは34ページ参照)にも掲載していますのでご覧ください。

補正予算

第1回定例町議会において、平成27年度各会計の補正予算が可決されました。一般会計の補正予算は基金への積立金、情報セキュリティ強化対策事業、国民健康保険事業事業勘定特別会計繰出金、道営草地整備事業負担金（標茶西地区）、育成牧場関係経費、職員給与費などで9,632万4千円を追加し、予算額は123億8,858万8千円となりました。

そのほか各会計の補正予算額および一般会計の主な補正内容は次のとおりです。

平成27年度 標茶町各会計予算の概要

(単位：千円、△は減額)

会計別	補正前予算額 (A)	3月補正額 (B)	補正後予算額 (C)=(A)+(B)	
一般会計	12,292,264	96,324	12,388,588	
特別会計	国民健康保険事業事業勘定	1,439,262	3,558	1,442,820
	下水道事業	694,000	△ 16,675	677,325
	介護保険事業	1,458,365	5,542	1,463,907
	後期高齢者医療	109,345	—	109,345
合計	15,993,236	88,749	16,081,985	

(企業会計)

病院事業	歳入	1,250,802	△ 7,437	1,243,365
	歳出	1,275,164	△ 7,734	1,267,430
上水道事業	歳入	105,958	△ 520	105,438
	歳出	150,825	△ 2,494	148,331

区分	主な補正予算	事業費	内容
総務費	町有施設整備基金積立金	60,000	
	減債基金積立金	140,496	
	情報セキュリティ強化対策事業	49,814	
	地籍調査事業	△ 7,097	
民生費	国民健康保険事業事業勘定特別会計繰出金	37,340	
	介護保険事業特別会計繰出金	△ 11,954	
	臨時福祉給付金	△ 7,368	
	児童手当	△ 12,460	
衛生費	調査設計委託料	△ 5,963	
	焼却施設整備事業	△ 18,200	
	病院会計負担金、補助金	31,864	
農林水産業費	育成牧場関係経費	17,351	飼料費ほか
	道営草地整備事業負担金（標茶西地区）	18,000	
	標茶酪農再興事業	△ 13,000	
	農林漁業振興資金貸付基金繰出金	△ 10,500	
	森林整備対策事業	△ 7,243	
土木費	社会資本整備総合交付金事業	△ 73,648	虹別61線ほか
	都市公園整備事業	△ 41,600	
消防費	釧路北部消防事務組合負担金	△ 24,586	
教育費	学校施設整備基金積立金	30,000	
諸支出金	下水道事業特別会計繰出金	△ 11,592	
職員費等	職員給与費	18,800	給料・手当ほか

水道料金などの納付書が変わります

平成28年度4月検針分より水道料金などの納付書が、下記のとおり変わります。

コンビニエンスストアやゆうちょ銀行で納付できるようになってから、水道料金と下水道使用料を合わせて1枚の納付書で通知してきましたが、公金管理のより適切な取り扱いを検討した結果、水道料金と下水道使用料の納付書に分けてそれぞれ通知することになりました。なお、お手持ちの納付書はこれからも利用いただけます。納付場所・口座振替通知書も変更ありませんので、これまでどおりの取り扱いとなります。

新しい納付書（例）

■水道料金

<table border="1"> <tr><td>07</td><td>小樽</td><td>払込取扱票</td><td>払込料金額 加入者負担</td></tr> <tr><td>027403</td><td>960346</td><td>金額</td><td>1450</td></tr> <tr><td colspan="4">標茶町上水道事業 企業出納員</td></tr> <tr><td colspan="4">標茶 太郎 様</td></tr> <tr><td>28</td><td>4</td><td>平成28年5月25日</td><td>999-999-99</td></tr> <tr><td colspan="4">水道料金 1,450</td></tr> </table>	07	小樽	払込取扱票	払込料金額 加入者負担	027403	960346	金額	1450	標茶町上水道事業 企業出納員				標茶 太郎 様				28	4	平成28年5月25日	999-999-99	水道料金 1,450				<table border="1"> <tr><td>027403</td><td>960346</td><td>金額</td><td>1450</td></tr> <tr><td colspan="4">標茶町上水道事業 企業出納員</td></tr> <tr><td colspan="4">水道料金</td></tr> <tr><td colspan="4">標茶 太郎</td></tr> <tr><td>28</td><td>4</td><td>平成28年5月25日</td><td>999-999-99</td></tr> </table>	027403	960346	金額	1450	標茶町上水道事業 企業出納員				水道料金				標茶 太郎				28	4	平成28年5月25日	999-999-99	<p>平成28年度4月分 水道料金納入通知書兼領収証書</p> <p>〒088-2312 標茶町川上4丁目2番地 標茶 太郎 様</p> <p>年度 28 月別 4 使用者番号 999-999-99 徴収 101 区分 用途 金額(円) 水道料金 01 1,450</p> <p>納期限 平成28年5月25日 上記の金額を納期限までに納めてください。</p> <p>平成28年5月1日 標茶町長 池田 裕二</p> <p>【お問い合わせ】 標茶町役場水道課 ☎015-485-2111(内線261-262) 〒088-2312 北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地 ※お問い合わせの際は、使用者番号をお知らせください。</p>
07	小樽	払込取扱票	払込料金額 加入者負担																																											
027403	960346	金額	1450																																											
標茶町上水道事業 企業出納員																																														
標茶 太郎 様																																														
28	4	平成28年5月25日	999-999-99																																											
水道料金 1,450																																														
027403	960346	金額	1450																																											
標茶町上水道事業 企業出納員																																														
水道料金																																														
標茶 太郎																																														
28	4	平成28年5月25日	999-999-99																																											

■下水道使用料・農業用水道使用料・集落排水使用料・ 特定環境保全下水道使用料（1使用料につき1納付書）

<table border="1"> <tr><td>07</td><td>小樽</td><td>払込取扱票</td><td>払込料金額 加入者負担</td></tr> <tr><td>027805</td><td>960138</td><td>金額</td><td>1510</td></tr> <tr><td colspan="4">標茶町会計管理者</td></tr> <tr><td colspan="4">標茶 太郎 様</td></tr> <tr><td>28</td><td>4</td><td>平成28年5月25日</td><td>999-999-99</td></tr> <tr><td colspan="4">下水道使用料 1,510</td></tr> </table>	07	小樽	払込取扱票	払込料金額 加入者負担	027805	960138	金額	1510	標茶町会計管理者				標茶 太郎 様				28	4	平成28年5月25日	999-999-99	下水道使用料 1,510				<table border="1"> <tr><td>027805</td><td>960138</td><td>金額</td><td>1510</td></tr> <tr><td colspan="4">標茶町会計管理者</td></tr> <tr><td colspan="4">下水道使用料</td></tr> <tr><td colspan="4">標茶 太郎</td></tr> <tr><td>28</td><td>4</td><td>平成28年5月25日</td><td>999-999-99</td></tr> </table>	027805	960138	金額	1510	標茶町会計管理者				下水道使用料				標茶 太郎				28	4	平成28年5月25日	999-999-99	<p>平成28年度4月分 下水道 使用料納入通知書兼領収証書</p> <p>〒088-2312 標茶町川上4丁目2番地 標茶 太郎 様</p> <p>年度 28 月別 4 使用者番号 999-999-99 徴収 101 区分 用途 金額(円) 下水道使用料 09 1,510</p> <p>納期限 平成28年5月25日 上記の金額を納期限までに納めてください。</p> <p>平成28年5月1日 標茶町長 池田 裕二</p> <p>【お問い合わせ】 標茶町役場水道課 ☎015-485-2111(内線261-262) 〒088-2312 北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地 ※お問い合わせの際は、使用者番号をお知らせください。</p>
07	小樽	払込取扱票	払込料金額 加入者負担																																											
027805	960138	金額	1510																																											
標茶町会計管理者																																														
標茶 太郎 様																																														
28	4	平成28年5月25日	999-999-99																																											
下水道使用料 1,510																																														
027805	960138	金額	1510																																											
標茶町会計管理者																																														
下水道使用料																																														
標茶 太郎																																														
28	4	平成28年5月25日	999-999-99																																											

■お問い合わせ／役場水道課管理係（2階⑩番窓口 ☎ 485-2111 内線 262）

平成27年 国勢調査 標茶町の人口は 7740人

平成27年国勢調査の概数がまとまりましたのでお知らせします。

本町の国勢人口は5年前（平成22年）と比較して、人口は545人（6.6%）の減少、世帯数は84世帯（2.5%）の減少となりました。

調査にご協力いただきありがとうございました。

標茶町国勢調査速報値（平成27年10月1日現在）

世帯数	人口		
	総数	男	女
3,281世帯	7,740人	3,714人	4,026人

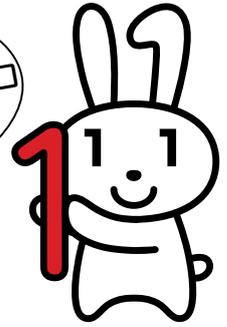
※この結果は後日、総務省で公表する数値と異なる場合があります。

マイ
ナンバー
特集
その9

マイナンバー
もっと便利に
暮らしやすく

社会保障・税番号制度

まだ個人番号カードを
受け取っていない方は、
役場住民課町民係（1階①番窓口）
☎485-2111内線122）
まで連絡してください。



マイナンバーは、国民一人一人がもつ12桁の番号です。

マイナンバーは生涯にわたって使うものです

住所が変わってもマイナンバーは原則変わりません。マイナンバーは各機関で管理する個人情報と同じ人の情報であることを、正確かつスムーズに確認するための基盤になります。国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになり、さまざまなメリットをもたらします。

公平・公正な社会の実現

マイナンバーの活用により、所得やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。本当に困っている方へのきめ細かな支援ができます。

国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ります。これにより、行政手続きも簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関にある自分の情報を確認したり、さまざまな行政サービスのお知らせを受け取ることがスムーズにできるようになります。

行政の効率化

行政事務が効率化され、国民の行政ニーズにこれまで以上に対応できるようになります。被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。

マイナンバーは将来の世代へ社会保障制度を引き継ぐために導入されます。IT技術を活用して、社会保障や税に関する情報を確実に取り扱います。氏名や住所など行政サービスに必要な情報の確認にかかる時間と労力を削減することで、行政の効率化と利便性の向上を図ります。

制度面・システム面の両方から安全を管理

マイナンバーの利用範囲や情報連携の範囲は法律で制限され、違反には厳しい罰則が設けられています。また、情報の分散管理やシステムへのアクセス制御、通信の暗号化などの措置が講じられています。マイナンバーのみで個別の情報を入手することはできず、芋づる式に情報が漏れることはありません。

個人番号カードの申請を受け付けています

身分証明書にもなる顔写真付きのカードです。申請書に写真を貼って郵送するか、スマートフォンやパソコンから簡単に申請できます。（初回発行手数料は無料）なお、カードの受け取りについては、申請者にハガキでお知らせします。

紛失した場合

カードに搭載されているICチップにはプライバシー性の高い個人情報は記録されていません。また、顔写真や暗証番号の設定などのセキュリティ対策により、悪用は困難な仕組みになっています。万が一カードを紛失した場合は、すぐにマイナンバー総合フリーダイヤルに連絡し、利用の一時停止申請を行ってください。

マイナンバー制度に関する問い合わせ

- ・役場総務課庶務係（2階⑬番窓口 ☎485-2111内線211）
 - ・マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178）
- ※平日 午前9時30分～午後10時、土・日・祝日 午前9時30分～午後5時30分

マイナンバー

検索

相談窓口

- ・不審な電話などがかかってきたら
消費者ホットライン（☎188）
- ・詐欺などの被害に遭ったら
警察相談専用電話（☎#9110）
- ・個人情報の取り扱いに関する苦情は
苦情あっせん相談窓口（☎03-6441-3452）

マイナンバーの記入や通知カード、個人番号カードの提示が必要になる主な手続き

	手続き	問い合わせ		
暮らし	住民票 戸籍	転入・転居・転出のため、住民票を異動するとき 戸籍届出の氏名などを変更するとき	住民課町民係	
	町営住宅	町営住宅に入居の申請をするとき	管理課管財係	
		町営住宅入居者が収入申告をするとき		
子育て	給付 届出	児童手当の新規認定請求をするとき	保健福祉課児童福祉係	
		児童扶養手当の新規認定請求をするとき		
		特別児童扶養手当、障害児福祉手当の申請をするとき		
		障害児通所支援（就学後児童）の給付申請をするとき	住民課年金保険係	
		未熟児養育医療の給付申請をするとき		
		小・中学校就学奨励制度の医療券交付申請をするとき		
税金	町民税	町・道民税申告書を提出するとき（平成29年度分から）	税務課税務係	
		給与支払報告書を提出するとき（平成29年分から）		
		法人町民税申告書を提出するとき		
		軽自動車税減免申請書を提出するとき		
	固定資産税	償却資産申告書を提出するとき 固定資産税減免申請書を提出するとき		
保険	国民健康 保険	加入・脱退するとき	住民課年金保険係	
		修学や施設入所のため、市外に転出するとき		
		被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主を変更するとき		
		療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請をするとき		
		第三者行為による被害の届出をするとき		
		被保険者証、高齢受給者証、被保険者資格証明書の新交付を申請するとき		
		限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証の交付・再交付を申請するとき		
		一部負担金の免除等申請をするとき		
	基準収入額適用申請をするとき			
	後期高齢者 医療	加入（75歳到達の人を除く）・脱退するとき		住民課年金保険係
		被保険者証の再交付を申請するとき		
		特定疾病療養受給証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・再交付を申請するとき		
		高額療養費や補装具等の療養費の支給申請をするとき		
基準収入額適用申請をするとき				
介護 福祉	介護保険	資格取得・喪失の届出をするとき	保健福祉課介護保険係	
		被保険者証・負担限度額認定証・負担割合証の再交付申請をするとき		
		要支援認定・要介護認定（新規・更新・区分変更）申請をするとき		
		負担限度額認定（施設入所・ショートステイ利用時）の申請をするとき		
		高額介護サービス費・高額介護合算療養費の支給申請をするとき		
	福祉	福祉用具購入・住宅改修の申請をするとき	保健福祉課社会福祉係	
		身体障害者手帳の申請をするとき		
		特別障害者手当、福祉手当の申請をするとき		
		障害者総合支援法に基づく補装具費に関する申請をするとき		
		障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に関する申請をするとき		
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを申請するとき				
精神障害者保健福祉手帳に関する申請をするとき				
自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）に関する申請をするとき				
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を請求するとき				
生活保護を申請するとき				

※ほかにも社会保障や税、災害の行政手続きをする時にマイナンバーの記入や提示が必要な場合があります。詳しくは各担当係に問い合わせください。